

戦後改革における宗教教育と信教の自由（二）

鈴木美南子

目次

- 序 敗戦までの公教育と宗教の関係
- 第一章 初期占領宗教政策と教育
 - 一 「信教の自由」と私学の宗教教育の自由化
 - 二 「神道指令」と「政教分離」
- 第二章 宗教教育をめぐる新旧理念の併存
 - 一 国民道義の昂揚と宗教教化への期待（以上二一五号）
 - 二 『使節団報告書』と『新教育指針』の宗教の扱い
- 第三章 新憲法における「政教分離」の波紋
 - 一 憲法第二十条と第八十九条の審議
 - 二 「宗教的情操教育に関する決議」（以上本号）

二 『使節団報告書』と『新教育指針』の宗教の扱い

一九四六年三月三十日には、戦後日本の民主主義的教育体系を全般的に方向づける重要な役割を果たした、『米國教育使節団報告書』が總司令部に提出された。そこには宗教や宗教教育を特に重視する視点はなかったが、それらをめぐる部分的な示唆は、やはり後の教育改革に一定の影響を与えたと思われる。同報告書はまず序論で自由主義・民主主義に言及し、宗教について短くふれている。即ち、日本における種々の宗教はその質によって、新しい精神生活に貢献もするし損失も与えるであろう。しかし少くとも消極的には、國家神道という宗教に託された超國家主義の権利の行使を拒否することによって、日本の精神生活は一步前進し、また積極的には、宗教的思想および実践の自由が確保されることによつて、いまや日本人は種々の宗教を自由に判断し、日本文化に最高の意義を与える宗教を選択することが可能になつたと國家神道の否定と信教自由の実現を評価する。また一般的な政教分離にふれ、それは「宗教も政治も共に完全な生活にその最善をささげるためにそうするのである」と述べ、関連して次のような注目すべき見解を示している。「正当に考えられた民主政治といふものは、宗教と共通しているものを持つと我々は信じている。何となれば民主政治は、精神生活を求めて、すべての人間に共通な同胞愛といふ特色と共に、個々の人間の威厳と価値を強調するからである。」⁽⁴¹⁾ここに凶らずも、同胞愛と個々人の尊厳にその共通の究極意味を認める使節団の宗教観・デモクラシー観が表明されている。序論で述べられたこの短い言葉が、平和的民主國家建設のために國家神道でない宗教に期待する、日本側關係者を勇気づけたことは間違いない。その後、宗教教育の必要を主張する発言には決まつて、内面生活を深め、宗教的に人格の尊嚴と同胞愛とに目覚めさせるのでなければ、眞の民主教育・平和國家の建設は行われがたいとの趣旨が強調されるのである。

同報告書は教育の目的においても、「民主政治下の生活のための教育制度は、個人の価値と尊嚴を認めることが基になるであらう」⁽⁴²⁾とその出発点を確認する。教育が「人間の人格を至上の重要性を持つものと認め、國家をその目的達

成の手段と認めるやうな方式に基いてなさるべきである」とすれば、「その方向に進む第一歩として、官公立学校において、政治上または宗教上の党派的な教授を廃止するのがよい」し、また「勅語勅諭を儀式に用ひることと御真影に敬礼するならばはしは……停止されなくてはならぬ⁽⁴³⁾」とされた。また公立学校における具体的な宗教の取扱いについては公民教育授業の実施提案に関連し次のように示唆している。「数種の宗教が倫理学の体系を提唱し、そしてこれらの体系は価値があるが、然しそれは相容れざる宗教的教義と結ばれているから、国家は宗教上の教義を教へることを学校から除外するのが賢明である。然しながら、これはそれらの何れの教義をも強ひて教へ込まうとしなければ、特に上級学校においては、種々な宗教の研究を除外するものと解釈される必要はない⁽⁴⁴⁾。」ここでは宗教教義の扱いに慎重を期し除外することを賢明としつつも、インドクトリネーションや特定思想に導くものでない、多様な宗教の客観的教授には道を開いている。

宗教系私学にかかわる言及としては、「官公立学校の地位」をめぐる次の論点が注目される。「一部の私立学校における宗教教育を除いては、官公立の学校間に何等本質的な相違は存在していない。宗教は学問及び人生の重要な部分を成している。現在の日本のこの再建時代においては、宗教は殊に重大な役割を持っている⁽⁴⁵⁾。」最初の文章の主旨は必ずしも明確ではないが、公・私立の学校間に公共的学校として何ら本質的な相違はなく、唯一の違いは一部の私立学校でなされる宗教教育で、これは明瞭に公学のもちえない私学の特色であるという意味であろう。そして合わせて宗教の重要性を説きながら、間接的に宗教系私学の役割にふれていると思われる。この文章に続いて、かように公・私立の学校の役割に本質的な相違はないのだから、私学が公共に開放されるためには、学校の自由を妨げない条件で、公の資産からの補助金など経済的支援が与えられねばならないと述べられる。この公的経済的支援が宗教教育を行なう私学だけは適用されないのか、或いは宗教教育は一部教育内容上の差異であって、宗教系私学も等しく公けの性格をもつ学校として、その自由を妨げず公費助成がなされるべきなのか必ずしも明瞭ではないが、全体の脈絡から

後者であるように思われる。

『新教育指針』は『使節団報告書』から少し遅れて一九四六年春、安倍能成文相のもとに一応の完成を見、五月以降、四回に分けて発行配布された(第一分冊、五月十五日。第二分冊、六月三十日。第三分冊、十一月十五日。第四分冊、一九四七年二月十五日)。これは全体としては右の『使節団報告書』の直接的影響をうけないで作成されたが、それぞれの分冊の発行・配布の段階では適宜、新しい教育状況を汲み入れた修正がなされたと考えられ、特に第四分冊については、当初の方針に変更があり、編修し直されたことがはしがきに述べられている。この「マニユアル」は人間の尊重を基調とした民主主義社会の形成を目的として、文部省がCIEと相談しつつ作成したもので、全編にわたって作成の責任をもったのは、京都帝大でギリシャ哲学を専攻した教育学者石山脩平(当時東京文理大教授のまま教科書局第二編集課長)であった。執筆計画によると、本稿で特に関係の深い前篇第四章「科学的水準及び哲学的、宗教的教養の向上」の部分は、作成原案では「宗教、哲学、科学の世界化」のテーマで松本正夫慶応大学教授の執筆分担になっていた。執筆者の最終稿への実際の貢献度は、原稿に対してCIEが出した注文・手直しの度合によって異なるが、全体としてCIEとの共同作業において石山が作り上げたと言ってよいらしい。⁽⁴⁶⁾作成計画では「宗教・哲学・科学」の順序があつたのが、公刊されたものではそれが逆に配置され、まず科学的精神から説きおこし、哲学を媒介として宗教が論じられ、全体が極めて合理的に説明されているところに特徴があり、中でも科学的水準の向上に最も力点が置かれているように思われる。

即ち「第四章 科学的水準及び哲学的・宗教的教養の向上」では、まず第一章の「日本の現状と国民の反省」の中の「合理的精神にとほしく科学的水準が低い」を受けて、これまで見うけられた「神がかり」や「ひとりよがり」に陥らないよう、「真実を愛する心」を重視して、自然科学のみならず社会科学も大切にすべきことを述べている。⁽⁴⁷⁾また哲学的教養について、それは「科学の土台を明かに」し、「世界を全体として理解する」ために必要であると述べる。⁽⁴⁸⁾

さらに宗教に関する教養の向上が求められるわけであるが、「宗教について何が注意せられるべきか」という副題に明らかのように、宗教の必要性が強調されるのではなく、むしろ宗教に関してとるべき新しい態度が求められている。まず「(一)宗教の本質にかなった信仰をもつこと」が述べられる。「宗教は科学や哲学のやうに理知をもって世界の根本原理に対するものではなく、感情をもってそれにふれ、意志をもってそれに仕へるのであるが、しかし宗教は理知にそむく迷信と混同されてはならない。それは理知以上のものであり、理知だけでは達し得ぬところに進んでゆくはたらきである。だから宗教は科学や哲学の道理に反することを行はせるものではなく、むしろ科学や哲学の道理によってできるだけの努力をするように仕向け、その上なほ信仰によって心の平安を得ることを教へるのである。」⁽⁴⁹⁾このように、信仰を理性による科学的哲学的論証の彼方に位置づけ、科学的哲学的理性の働きを最大限に重視した上に、宗教の意義を認める論旨は、戦前戦中の学問・思想・宗教のありように対する反省を踏まえたもので、戦後教育に重要な視点を提供していると思われる。またこれは宗教法人法公布後、続々誕生しつつあった新宗教への対応を示したものとさえいえる。

従って、ここでは宗教に好意的ではあるが、決してそれが奨励されているのではなく、むしろ過去の天皇制国家における宗教利用、宗教圧迫、宗教強制といった経験から、はじめて宗教の自由が与えられた状況の中で正しい宗教に対する態度、宗教理解のための近代的な「宗教的教養の向上」が求められているのである。それ故、「(一)宗教の本質にかなった信仰をもつこと」について、「(二)信教の自由を重んずること」と、「(三)宗教と政治とを分離すること」が掲げられる。これらの意義についてはもはや詳しく述べる必要はないであろう。「宗教は全く個人的な問題」であって、「宗教の本質はあくまで各人の内心の信仰に存する」が故に、信教は自由であるとともに、他人の信仰にも寛容でなければならぬ⁽⁵⁰⁾。また政教分離については、各人の信教の自由が保証されるためには政治と宗教は分離される必要がある⁽⁵⁰⁾。また政教分離については、過去の日本で神社神道だけが国民宗教として国家と深く結びつき、その信

仰が強いられただけでなく、それ以外の宗教が国家に有害であるかのように取り扱われたこと、しかもその神道教義が軍国主義及び極端な国家主義思想と結びつけられていたことを述べ、こうした危険から信教の自由を守るため、マッカーサー司令部は神道指令を発したことを強調している。従って「宗教と政治との結びつきを解き」「公の教育から宗教を引きはなすこと」は「宗教をあっばくするのではなく、かへって宗教の本質を尊重し、国民の各個人が自由な立場において、ほんとうの宗教的信仰をもちやすくするためであ」って、「これによって国民一般が宗教の真の意味を理解し、それが文化のあらゆる方面に正しく表現せられるならば、それは新しい日本を平和的文化国家として建設するために、きわめて重要な土台となるのである」と述べ、『使節団報告書』と同様の姿勢が示されている。⁽⁵¹⁾

以上のように『新教育指針』では、第四章の「科学的水準及び哲学的・宗教的教養の向上」で、宗教に関する記述はほぼ尽くされている。ただ、この指針が最も力を入れている第五章「民主主義の徹底」で、「生徒の人格を平等に尊重し、個性に応ずる教育」など、民主主義に即した教育のあり方が示された後、同指針前篇の結論部分で次のように述べられていることが注目される。即ち、右のような民主的な教育を通して「人間性・人格・個性にふくまれるほんとうの力が、科学的な確かさと哲学的な広さと宗教的な深さとをもって十分にはたらかされ、そこに民主主義の原理はあまねく行はれ」と、民主主義理念の達成に向けて人間性の宗教的深化へのある種の期待が表明されている点である。⁽⁵²⁾ なお前篇「新日本建設の根本問題」にひきつづいて、後篇では「新日本教育の重点」が説かれるが、その第一は「個性尊重の教育」であり、今後の教育が「個性の完成」を目的として行われるべきことが論じられ、宗教については信仰上の寛容が重視されているにすぎない。このほか第二章公民教育の振興、第三章女子教育の向上、第四章科学的教養の普及等々が挙げられるが、特に宗教を重視する視点は全くない。全体として同指針は人間性の重視、個性の伸張、人格の尊厳に教育の基本理念を置く立場から、宗教についても過去の束縛から解放されて健全な発展をとげ、結果として民主的平和的文化国家の建設に寄与するよう期待するにとどまっている。『新教育指針』全体はその

完成・発行までに一年以上を要し、その間、戦後改革にも大きな進展があつたが、本稿が注目する宗教に関する基本見解は第二分冊（一九四六年六月三十日発行）にほぼ尽くされており、それは四大指令と使節団報告書、憲法改正草案（同年四月十七日発表）などを背景として生み出されたと考えられる。

第三節 新憲法における「政教分離」の波紋

一 憲法第二十条と第八十九条の審議

戦後改革は、一九四六年六月二十日に開会された第九十臨時帝国議会に憲法改正案が提出されて審議に入り、また八月十日には教育刷新委員会が設置されて、教育の体系的改革に取り組む新たな段階に入る。文相には五月から田中耕太郎が代わった。同憲法議会では宗教に関する条項の審議は七月に入って行われたが、それに先立ち新教育に関連し一、二の注目すべき発言が見られる。六月二十五日貴族院で中山太一が「国民道德の頹廢」に鑑み「宗教的情操の涵養」を求めたのに対し、田中文相は道德再建対策として「文部省ト致シマシテハ御指摘ノヤウニ、宗教的教養ト情操ノ涵養ヲ今後一層重要視シタイト思ツテ居リマス」と答え、『新教育指針』のいう宗教的教養に加えて宗教的情操の重要性を述べている。⁽⁵³⁾六月二十七日すでに憲法審議に入った衆議院で森戸辰男が、教育勅語にかわる教育の根本法を憲法の中に規定することを提案したのに対して、教育勅語を「一つの自然法」と考える田中は、「民主主義ノ時代ニナツタカラト云ツテ、教育勅語ガ意義ヲ失ツタトカ、或ハ廃止セラルベキモノダト云フヤウナ見解ハ、政府ノ採ラザル所デアリマス」と述べるとともに、「教育ニ関スル根本法」を憲法とは別に制定する方針を表明し、目下其ノ立案ノ準備ニ着手シテ居ル」と答えている。⁽⁵⁴⁾

公教育と宗教あるいは学校の宗教教育に関し主として問題になってくる憲法条項は、第二十条（信教の自由）と第八十九条（公の財産の支出利用の制限）の二箇条である。これらはそれぞれ原案通り可決されたが、その審議過程で

提出された質問や、文部大臣をはじめとする政策担当者の答弁に、この問題に関する当時の意識や見解の概要を見ることが出来る。まず信教の自由について憲法は次のように規定する。「①信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。②何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。③国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」いうまでもなく、この条項は「信教の自由」、良心の自由を保障するとともに、これを特に公権力の強制や介入から守るために「政教分離」を規定しており、公教育に関して言えば、国公立学校の宗教教育の禁止、その徹底した世俗化を定めたものである。

七月十六日衆議院委員会の審議で自由党の佐藤義詮（真宗大谷派）は、「宗教こそデモクラシーの根源であり、世界的正義の基調である」としながら、神社を格上げして他宗教を軽視した過去にふれ、「戦敗の一つの原因は、国民生活に宗教的な基礎付けがなかった」からと述べて、改正案に見られるような「信教は個人の私事だというような表現の仕方」は、一般国民に宗教を軽視せしめる風潮を助長すると指摘する。政教分離は大切だが、「それは決して政治に宗教が不要だということでは」ないと言い、政府には「宗教に対して……教育の根本法に対応するような」積極的な対策はないように見受けるが、特に文部大臣は「この際積極的に宗教の生きた信念を国民に徹底普及せしむる為に、余程真剣な覚悟がなければならぬ」と主張する。「善良純美な世界的宗教を積極的に尊重奨励して、この渾沌たる道義の頽廢を救い、薰り高き文化日本を建設する」ことは最も大切なことで、ここに「憲法を文化日本の基礎」として確定するについて、文部省は「如何なる宗教に対する所信と施策」を持っているかと、憲法条文を不満とし宗教に対して積極策を求める発言をしている。⁽⁵⁵⁾このように「世界的宗教」を広めて新しい民主的文化国家の基礎としたいとする意見は、この時期に強く聞かれた声であった。田中文相の答弁は次の通りである。憲法が政教を分離しているのは、宗教の人間生活に対する重要性を否定しているのではなく、国民の自由を尊重する立場から規律しているも

のである。しかも「この第十八条（制定憲法第二十条―筆者注）は決して宗教に関する全部の事柄を網羅して居る訳では」なく、「今後一国の文教政策の上に於きましても、宗教は益々尊重して参らなければならないと思う」。「随つてこの十八条の解釈」についても、「これは決して国家が教育の面から、宗教的の教養、或は情操を涵養すると云うようなことを否定する意味ではない」と述べている。また「教育根本法に対応するような宗教法」の提案については、「宗教に対しては国家は出来るだけ干渉しない」という立場から、法律によって関与するのは好ましくないとしつつ、実際のな方法で宗教を奨励するため、「教育なり、或は文化運動なり、或は社会事業、斯う云う方面に於て十分効果的に宗教的の教養、或は活動を促進すると云う風にすべきではないか」、学校教育においても「教科書には出来るだけ世界の主なる宗教に付ての知識を与えるように、乾燥無味なる教義の羅列と云う風ではなく其の宗教的な信念が血となり、肉となって居る各宗教の偉人の伝記と云うような、非常に感銘を与える所のそう云う話などを以て、⁽⁵⁶⁾そうして宗教に関する関心を植付け、又教養を高めて行きたいと思つて居る」と説明している。

佐藤はさらに「国及びその機関は宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」とすると、「宗教教育と云うものが萎靡してしまふ。」従つて三項の「宗教教育」「宗教的活動」を、「宗派教育」「宗派的活動」に改めることを希望するが、その修正ができないなら「文部大臣として、従来のように教育者を消極的に陥らしめないように力強い信念をこの機会に言明して戴きたい……積極的に宗教的信念に依る教育をして宜いのだと云うことを全国の教育者に言明し、激励して戴きたい」と述べた。田中は、三項の意味は「或る宗教を、国教として官公立学校に於て特に其の点に力を入れて教える、従来、詰り国教の地位を占めて居った神社のような態度でやってはいかぬと云うことを意味するのであります、決して宗教教育に具体的宗教に付て何も教えてならない」という意味ではない。従つて「課外に於て校長等の肝煎りに依つて、公平に一宗一派に偏らないで、その方面の権威者なり、或は学者等を招聘して、校友会等の催しで以てやると云うことは、これは非常に奨励すべき事柄である。また教師に教壇にあつては

「政治的の立場と同じように、宗教的の立場に付きましても公の教師としての資格に於て自己の立場に付て自制的態度を執り」「教材になつて居る所の客観的のことを教え」、そして「何となくその教師の人格がそこに滲み出すと云う風でなければな」らぬとして⁽⁵⁷⁾いる。以上のような答弁で見ると、田中は宗教的教養と宗教的情操を明確に區別しておらず、宗教的知識・教養を与えることの中で宗教的情操を涵養したいと考えているようである。また田中においては宗教的情操涵養への熱意と政府主導の姿勢が相俟つて、政府文部省や学校当局者のかかりうる限度についても、まだ充分な認識がないように思われる。憲法の趣旨は宗教の自由を尊重することだとしつつ、その自主性に信頼し委ねるのでなく、宗教乃至宗教教育の奨励を文部省の責任と考えている。

私学の宗教教育については、宗教の授業、宗教行事への強制の是非と、生徒の信教の自由との関係が問題にされる程度であったが、次のように文相による極めて妥当な見解が示されている。まず宗教系私学において学生生徒は入学時に宗教行事等のあることを諒解して入ってくるので、それらに参加させることに特に問題はなく、強制が必要とも思われない。しかし仮りに入学後、参加の意志がなくなった場合、これを強制することは信教、思想、良心の自由を侵すという以前に教育上効果のないことであるので、本人の意志を尊重する方が望ましい。また正科として学問的意味をもつ宗教の授業は別として、宗教行事に参加させるため出席をとることは、強制的意味をもつので宗教教育上も好ましくないと述べている。⁽⁵⁸⁾

憲法審議の中途、八月三日の衆議院では各派共同提案に係る「文教再建に関する決議案」が提出された。その中で「社会教育の拡充強化」も謳われたが、趣旨弁明において竹田儀一は、「国民ノ道義ノ頽廢」に鑑み「社会教育ノ劃期的振興ヲ図ル」必要があるが、そのためには「国民文化水準ノ向上ヲ図ル」とともに、「宗教的情操ヲ陶冶涵養シ、心ノ奥底ニ眠レル良心ヲ目覚マシ、宗教的信念ニ依リマシテ道義頽廢ノ危機ヲ突破シ、日本文化ノ根底ヲ深く培ハネバナラヌト思ヒマス」と述べている。⁽⁵⁹⁾これは憲法二十条の規定をにらみながら、社会教育における宗教的情操、宗教

的信念の涵養を強調したものであり、後に述べる学校教育を中心としたその強化振興の決議に引継がれてゆく前段階をなすものである。その趣旨は右決議案の討議における次のような賛成発言（有馬英二）にもみることができる。

「現時ノ道義頹廢ノ世相カラ見マシテモ、人間ノ最後ノ教育ハ道德律ノ強調デハナクシテ、宗教ノ裏付けデアルト云フコトハ、敗戦が齎シタ国民ヘノ何ヨリノ教訓デアル……然ルニ今回ノ改正憲法草案ノ中ニ、国家ハ宗教教育ニ付テ、其ノ実施ト又援助ヲ許サレテ居ラナイ……是ハ洵ニ我々ノ遺憾トスル所デアリマス、之ニ付テ我々ハ文部大臣其ノ他閣僚ガ、此ノ宗教教育ノ教育上忽セニスベカラザルコトヲ能ク御知リニナツテ、之ニ代ル特別ノ、サウシテ最モ實際的ナル措置ヲ執ラレンコトヲ望ムノデアリマス。」⁽⁶⁰⁾即ち憲法によって原理的に禁止される国家による宗教教育を、実際的方法によって促進してゆこうとする動きを示すものであった。なおこの「文教再建に関する決議案」では、「科
学教育の画的振興」も謳われた。

憲法二十条はこのあと貴族院に送られるが、そこでの審議に先立ち、まず八月二十二日の荒川文六（プロテスタント）の議会発言に注目してみたい。彼は「青少年ノ德育及び一般国民ノ道德振興」について、その頃の大方の教育的関心が公立学校に偏り、また学校教育や社会教育に対する政府の積極的関与が強調される中で、教育と宗教の問題を公的機関の指導性からでなく、むしろ私的団体の自主性を確保する立場から発言している。教育勅語は新時代においてすでに不適當であり、広く主張されているように道德の振興には宗教の裏付けがなければならないと述べた上で、新しい憲法の政教分離下において為さるべきこととして三点をあげている。第一は官公立学校における学生や職員による自主的な宗教活動を公的な力が妨害しないよう完全に保障すること。これまでこの種の団体を作ることを禁じたり、之に圧迫を加えることがあった。特に戦時中は甚しく、「学校報国団」の下に統合されて軍国主義的指導下に置かれたことを省みて、彼は「ソレゾレノ団体が自由ナル自治的発達ヲ遂ゲ」ることこそ必要だという。第二に「訓令八号」に示されたような私立学校における宗教教育の自由を今後とも保障すること、第三に、キリスト教会や仏教寺院

など宗教団体が行なっている日曜学校活動を充分尊重し、公教育が間接的にこれを妨げないこと。学校教師が子供に日曜学校に出席することを禁じたり、日曜日に学校行事を行なつて出席を妨げる場合もあるので、これを改善することが必要だとしている。⁽⁶¹⁾これに対し田中文相は全面的に同意した上で、「道徳ヲ……宗教的ニ深メ」なければならぬ点を重視して政府としても、憲法上「宗教情操教育ト云フ風ナモノデアラナラバ差支ナイ」、具体的な事例に触れる場合は「各々ノ宗教ニ対シテ国家ハ公平ニ『パリティー』ヲ重ンジ」という原則で、今後、学校教育や社会教育で、宗教家その他各方面の関係者に協力を願うと、政府の方針を強調している。⁽⁶²⁾田中が宗教情操教育にこうした積極姿勢を示した背景には、先にふれた八月三日の「文教再建に関する決議」とともに、後に論じる同じ衆議院での「宗教的情操教育に関する決議」（八月十五日）が存在している。いずれも各派共同提案に係るもので、前者は社会教育に限定していたが、後者は広く学校教育も含めて宗教的情操教育の振興を決議している。それは新憲法により、一般的に学校における宗教教育が禁止されるという、前決議にも増す危機感から生み出されたものであった。このあとの貴族院での憲法審議にも右国会決議の影響がうかがわれる。

九月四日貴族院委員会で田所美治（同和会）は「教育勅語が薄くなって来る場合に於ては、宗教の力を籍りると云うことをどうしても」実行する必要があるが、新憲法下で実際どのように行えるか、昭和十年の宗教的情操の涵養に関する通達の場合も、一宗一派に偏してはならないということで結局は効果が上がらなかつたと、宗教情操教育の実効性に疑問を向けた。田中文相は答えて、神社問題を別とすれば戦前は政教分離が行き過ぎて、日本の社会や学界が形而上学的思想に無関心否定的になり、無神論的傾向、マテリアリズムの傾向が助長された。これが現在の道徳頹廢の一つの大きな原因である。宗教的情操の涵養は、無神論的傾向の人々には反対するであろうが、これは今日の輿論である。その方法としては乾燥無味でない宗教的知識を或程度万遍なく与えることによつて、やがて「それが単なる知識、教養に止まらず」「宗教的態度」「人格の完成に欠くべからざる」ものになつてゆくであろうと述べている。⁽⁶³⁾

十七日同委員会で公正会の白根松介は次のような疑問を呈示した。戦争と戦後道義の頽廢は国民に「宗教的信仰の自覚」がなかったことが原因で、衆議院が宗教的情操教育に関する決議をしたように、将来、国民の宗教教育に十分な努力を払うことが肝要である。しかし二十条三項の規定がある。「元来、私立学校には宗教教育を認めて……官公立学校には……認めてはいかぬと云うこと」は腑に落ちない。この三項は修正するよりも「削除した方が将来の日本の国家教育の中の宗教教育の発展から見まして、相応しい、望ましい。」これに対し金森徳次郎憲法問題担当相は、神社が優越的な地位を与えられて軍国主義に利用された過去をふまえて、「絶対的に宗教と政治というものを分離したい」といい、第三項は「文字通りに理解しなければならぬ」「再建日本が新たな道義觀を抱き、新たな宗教觀を抱き、熱情を持って進むと云うことは望ましいことであるけれども、それは国民が斯くすべきであって、国家はその外から冷やかに見て居る」というのがその趣旨だと述べている。しかし他方で金森は政教分離に例外を認め、右条文が掲げる「宗教教育と云うことは、結果に於て特定の宗教を信仰すべく教育すること」を意味しており、「当然に、總ての宗教にも共通する所の、謂わば宗教的情操の教育と云うことを含まないことは自然の結果」であると、八月十五日の「宗教的情操教育に関する決議」を踏まえて田中文相の立場を支持する答弁をしている。またそれは「宗教的知識の普及と云うことに付て何等の障礙をなすものではないとして⁽⁶⁴⁾いる。さらに佐々木惣一（無所属）が十八日、「一般的に宗教的情操と云うようなものの涵養ということが出来るものであるか」、それは特定宗教との関連でなければできないのではないかと質問したのに対し、金森は実際には難しいであろうが出来ると信じていると答えている⁽⁶⁵⁾。

さて憲法第八十九条（原案では八十五条）は、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便宜若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」というもので、これも修正なしに可決された。ここにいう「公の財産の支出と利用の制限」は対象が二種類に分かれ、一つは「宗教上の組織若しくは団体の使用、便宜若しくは維持」に対するもの、もう一つ

は「公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業」に対するものである。宗教との関係では主として前段が問題になるが、それは第二十条の政教分離規定に対応しており、財政的分離もこの原則からの帰結である。新たな問題は宗教系私学が「宗教上の組織若しくは団体」に当たるかどうか、または、それが「公の支配に属」す教育の事業であるかどうかという点であるが、井上徳命(協同民主党、衆委七・十六)の質問に対し金森国務大臣は、宗教団体は公から特別の監督を受けない、公の支配に属さない団体である。では、そうした宗教団体と関係をもつ託児所・幼稚園などの福祉・教育事業についてはどうかというと、その慈善、教育若しくは博愛の事業そのものが、公からの特別の監督を受けることによって公の支配に属するものとなると述べている。⁽⁶⁶⁾また私立学校一般に対する補助金に関する山崎岩男の質問(日本進歩党、七・五)についても明解に答える。「一見恰も私立学校には補助金が出せないように見えるかも知れませぬが……それが公の支配に属すれば補助金は出して宜い、……国家の定むる法令を基礎として国家がそれを十分謂わば監督とか管理と云うような方法を執って居るならば、補助金を出して宜い、……現在の私立学校の大部分に付きましては、法令に従って国家が管理して居るものと考えて居ります。⁽⁶⁷⁾これらのことから、宗教系私学も、その教育事業が法令による国家の監督を受け公の支配に属するものであるから、補助金を受けられることになる。九月二十五日の貴族院委員会でも金森は「一般公益の見地からならば如何様に財物を出しても宜しい、宗教と云う見地から出してはならぬ」と言っている。⁽⁶⁸⁾従って宗教系私学の場合、学校教育の公共性、公益性に対しては公金も出すが必要な監督もする、しかしその私学の宗教性、独自性、極めて自主的な部分については公的監督や助成の対象になるべきではないのである。

ところで金森担当相は右の問題に関連し同日、政教分離について、十七日の白根に対する答弁とはニュアンスの異なる重要な発言をしている。「私はこの今度の憲法は、各宗教を平等に扱おうと云う意味ではない。これは私の言ったことが他の面と矛盾する虞があるかも知れませぬが、私はそう思って居ります。平等、不平等と云うのではなく、全

然国家が関係しないことを標準としている。関係しないから結果に於て平等になる。⁽⁶⁹⁾「このような国家の徹底した世俗主義の宣言は、それまで田中文相を支持して「宗教情操教育」を認め、特定宗教に偏らない宗教教育を可とする、学校における宗教の「平等取扱い」、田中のいう「パリティ」原則による解釈とは全く異なるものである。金森はここで、国家が宗教に関与しないことが、宗教に関する国民の自由・自主性を尊重する新憲法の本旨であるとして、公立学校の「宗教的情操教育」の違憲性を示唆している。

二 「宗教的情操教育に関する決議」

衆議院における憲法審議も終りに近づいた八月十五日終戦一周年の日、「宗教的情操教育に関する決議案」が可決された。これは仏教系の地崎宇三郎をはじめとする進歩党五名の提案によるもので、当初八月八日上程の予定であったが、案文に対する疑義があり延期され、十五日共産党以外の各党間の諒解が成立して議会に提出された。「世界的恒久平和」を目的とする本決議案は多少修正され、共産党と無所属一人を除く多数をもって次の通り可決された。

「永久に戦争を放棄し、国民の安全と生存をあげて世界の公正と信義に委ねようと決意したわれらは、戦争は罪悪である」といふ⁽⁶⁾宗教的信念を以て世界恒久平和運動を展開しなければならない。そのためには⁽⁶⁾宗教家、教育家の奮起を促し宗教的自覚による⁽⁶⁾隣人愛無我奉仕の思想を普及徹底させると共に⁽⁶⁾教育の根底に宗教的情操の陶冶を尊重せしめ、もって道義の昂揚と文化の向上を期さなければならない。⁽⁷⁰⁾修正部分は⁽¹⁾「宗教的」が追加、⁽²⁾「宗教家、教育家の奮起を促し」が追加、⁽³⁾原案では「四海同胞、隣人愛、社会奉仕の思想」であった、⁽⁴⁾「教育の根底に」が追加、の四点であり、全体として具体的かつ宗教的トーンが強まったといえる。前にも述べたように同決議は、新憲法における政教分離原則の思いのほかの厳しさに直面した人々が、敗戦一周年に新憲法の平和への決意に促されて、宗教強調への特別の行動に出たものである。提案者代表の地崎は趣旨説明の中で、「若シ今回ノ憲法改正草案ノ如ク、

国及び其ノ公共機関ハ如何ナル宗教教育モ行ツテハナラナイト漫然ト之ヲ規定スルヤウナコトガアツテハ、過去ノ過チノ如ク、触ラヌ神ニ崇リナシト云フヤウナ態度ニナリ勝チデアリマシテ、最モ重要ナ宗教的情操教育ヲ失フ憂ガアルノデアリマス、此ノ条項ハ、明瞭ニ一宗一派ニ偏ツタ教義ヲ教ヘテハナラナイト規定スルカ、或ハ斯卡ル意味デアル旨ノ解釈ヲ後世ノ為ニ誤リナキヤウ明確ニシテ置クベキデアルト思フノデアリマス」と、憲法の規定に不満乃至危機感を表明し、宗教的信念養成のための宗教的情操教育を求めている。また彼は教育勅語の「兄弟ニ友ニ」の言葉をひき、この決議案の趣旨を生かすことにより、「建国以来一貫シタ平和欲求ノ理想ガ達セラレ、又之ヲ冀ツテ已マナイ皇室ノ尊厳ガ歪メラレズニ全世界ノ人々ニ理解セラレルデアロウ」とも述べている。⁽⁷¹⁾

この決議案に対する反対質問者は細迫兼光（無所属）一人であつたが、その趣旨は次の二点であつた。第一、提案者の心持は分かるが、「教壇ノ教師ガ一宗一派ニ偏ラナイ宗教情操教育ヲナスト云フコトガ果シテ可能デアルカ」「深クナラウト思ヘバ必ず偏ツタコトガ行ハレル、是ハ新シイ憲法ニ於ケル精神ニ反スル」と述べ、宗教的情操教育を学校教師が行ふことの実際上、憲法上の困難さを指摘している。第二の点は、宗教的情操教育が大切だというのが、「戦争中余リニモ宗教的」な「観念的ナ宗教ニ似タヤウナ教育ナリ宣伝ナリガ横行シタ」「八紘一宇、或ハ神風ガ吹クト云フヤウナ直接ノ情操ニ翹ヘル方法」「是ガ寧ロ非常ニ悪カツタノヂヤナイカ」と疑問を投げ、「モット我々ハ科学的ニハツキリシタ物ノ見方」を大切にすべきだという。また彼は「宗教的情操ノ昂揚、陶冶、尊重ト云フコトガ、恒久的世界平和ノ確保ニソレ程有力ナモノデアラウカ」、そうした教育が「過去ニ於テ果シテ戦争ヲ防止スルカヲ持ツタデアラウカ」と、宗教人が必ずしも戦争反対に熱心でなかつたことなど指摘し、むしろ科学的教育を強調し、「又根本ニハ民主的ナ組織ヲガツチリ」築いて行くことこそ急務だと述べる。⁽⁷²⁾ この第二の点も宗教的情操教育が内在させる問題を鋭くついている。それは戦前戦中にみられたように、宗派的根柢の不明瞭なものであるだけに、「一般的名で実は特定の主観的な宗教観・イデオロギーあるいは国家的擬似宗教に導かれる危険性をもつのである。こうし

た細迫のいう政教分離との抵触、宗教情操教育のもつ落し穴などについて明確な答えはなされていない。

このように「宗教的情操」という言葉が厳密な内容規定もなく、各自の主観に基づいて極めて曖昧に用いられ、教育勅語の「兄弟ニ友ニ」や国体観念すら「宗教的自覚ニ依ル同胞思想」・平和思想として包含する無原則性をもつところに、公権力によって推進される「宗教的情操教育」のもつ危険性があると思われるが、賛成演説をした稲葉道意（自由党）によれば宗教的情操とは次のようなものであった。「色々ナ宗派ハ違ヒマシテモ、宗教ノ根本理念ト云フモノハ何ダ、要スルニ我々人類ガ本當ニ虔マシヤカニ跪イテ、或ル見エナイ永遠ノ無限ノ絶大ニ跪クト云フコトガ、即チ本當ノ宗教情操デアアル、ソコカラ日常ノ生活ガ色々ニ割出サレテ参ル、滲ンデ参リマス、我々ノ祖先ハ、少クトモ明治御一新マデノ祖先ハ其ノ道ヲ歩イテ参ッタデアリマス……我々ノ祖先ハ食物ヲ拜ミ、食物ニ敬語ヲ付ケ、日用品ヲ拜ンデ其ノ日ヲ暮シタ、是ガ即チ所謂宗教情操デアリマシテ……事々物々総テノ物ノ上ニ唯物的ナ眺メ方ヲシナイデ、ソレ自体ノ上ニ永遠ナル絶大ト云フコトヲ認メルコトガ、是ガ本當ノ宗教的情操デアリマス。」⁽⁷³⁾このような自らの宗教意識をもって宗教的情操とし、従ってそれは日本人に独特で合意のある観念だという考え方はかなり一般的であった。しかし宗教情操教育の熱心な主唱者田中耕太郎はカトリック教徒として、また違った宗教観をもっており、それぞれの宗教的立場において実際は異なる理解が与えられていたといえる。

この決議の成立まで田中文相の力も少なからず働いたことは想像に難くないが、可決後に特に行われた演説から、彼のこの決議にかけた並々な熱意と期待をうかがうことができる。これは八月八日に上程可決の予定ですでに原稿として用意されていたものであるが、実際の演説では左にみるように多少の変更が加えられた。

終戦第一周年ノ今日、宗教的情操教育ニ関スル決議ガ成立致シマシタコトハ洵ニ意義深イコトデアリマシテ、之ニ付テ我々ハ深く感銘致シマス次第デアリマス

凡ソ内外ノ宗教（原稿では「世界的大宗教」）デアリマシテ、人類愛ノ実践ト世界平和ノ実現トヲ熱望致サナイモ

ノハ稀有デアリマス、実ニ宗教コソハ、道德ニ生命ヲ、人類ニ希望ヲ政治ニ理想ヲ、世界ニ平和ヲ与ヘルモノデアリマス、趣旨辯明ノ中デ承リマシタヤウニ、過去ニ於ケル民族的、或ハ個人的利己主義ヲ克服致シマシテ、国家社会ヲ此ノ滔々タル道義頹廢ノ濁流カラ救済致シマス為ニハ、根本ニ於キマシテ、我が教育ノ中ニ宗教的情操教育ヲ滲透セシメル以外ニ、一層有効且ツ一層徹底致シマシタ方法ノナイコトヲ痛感致シマス

加之現在行ハレツツアリマス所ノ此ノ政治的變革ト、憲法改正案ニ嚴カニ宣明セラレテ居リマス所ノ永久戦争拋棄ノ決意コソハ、洵ニ我が国民ガ体験致シマシタ所ノ過去ニ対スル最モ率直ニシテ、最モ謙虚ナル宗教的「コンヴァーシオン」ノ心持ニ基イテ居ルモノデアリマシテ、其ノ深刻ナル意味ヲ今日国民ニ理解セシメマスコトハ、ソレ自体ガ既ニ国民ニ対スル何ニモ優ル、生キタ、最モ具体的ナ宗教情操教育（原稿では「宗教教育」）ト認メラレ得ルノデアリマス

政府ト致シマシテハ、宗教家其ノ他（原稿では「宗教家各位」）ノ協力ヲ得マシテ、改正憲法ノ規定ノ許ス限リ（原稿には「改正憲法……」は無い）、或ハ学校教育ニ、或ハ社会教育ニ、或ハ教科書ヲ通ジ、或ハ講演、講義、其ノ他適當ナル方法ニ依リマシテ、御決議ノ精神ヲ教育ノ各方面ニ生カシマシテ、以テ我が教育ニ於テ民主主義的、平和主義的精神ヲ具体化スルコトニ万全ノ努力ヲ致シマス覚悟デアリマス

斯様ニシマシテ、戦争拋棄が単ナル口頭禪ニ止マラズ、真ニ我が全国民ノ肺腑カラ出マシタ所ノ敬虔ナル願ヒ、変ルコトノナイ信念デアルコトヲ表明致シタク、固ク決意致シテ居リマス次第デアリマス⁽⁷⁴⁾

主な訂正部分は引用文中に示したが、出だしの部分に大きな変更があり、原稿では「今日、宗教的情操教育に関する決議が成立致しましたことは、正に、我が教育政策が、旧来の方向から、画期的な大転換を遂げました事実の象徴と申し得るのであります、それに就て深き感銘を覚えますものであります」というものであった。

右の決議をうけて日高第四郎学校教育局長が宗教情操教育の実施の必然性と方法について、次のように語ったこと

を当時の新聞は伝えている。⁽⁷⁵⁾日高も敗戦の原因の一つに「国民の道義心の欠如」、また再建日本がかかえる最大の障害として「道義の頽廢」をあげ、「その原因は日本の社会や家庭に真の宗教のないこと」だといい、「キリスト教でも仏教でも、健全な宗教ならなんでもよい、とにかく青少年といはず、国民一般に宗教を身につけさせることによって人心を純化するにより初めて道義日本の建設が可能であつて、即ちここに宗教的情操教育の実施の必然性がある」と述べる。「我が思想界の混乱、無秩序、麻痺性は明治以来の無神論的傾向に基くものであつて、今後の教育は各宗中間のパリチーを神経質に維持しつつ宗教的情操を涵養し宗教を尊重せしめることに力を致さねばならぬと考へる。」このための方法としては「各自の良心の自由」を重んじる、「宗教的情操に富んだ教師」による自然な人格的感化、「二宗一派に偏しない」、「教科書中に各大宗教に属する聖人偉人に関する逸話をとり入れる」などを述べ、「近く通牒をもつて各学校長地方長官に指示する積りであるが、更に社会教育家庭教育に宗教を滲透し、導き入れる方法も考へ、このために専門的視学官の充實を図るやう目下具体案を考察している」と述べている。なお国会決議がなされた前日八月十四日には、一九四四年一月二十七日以来設置されていた文部省の宗教教化方策委員会制が廃止されている。

ところで戦後数年間に顕著な、宗教に対する強い期待や要求は何に帰因するものであろうか。これまで紹介した発言にも見られたところであるが、次のようにその理由を整理することができよう。一、戦争末期、特に戦後に目立った所謂「道義の頽廢」（物的窮乏ほか多様な要因による）、社会的混乱に対する人心収攬のため。二、敗戦からくる教育勅語の権威の失墜、これに代わる精神的価値、教育の帰趨を求めて。三、新しい民主主義的社会的基盤として人間尊重の根柢を求めて。民主主義理念と「宗教」の同一視がある。四、戦争とその残虐行為への懺悔。宗教的利他主義、隣人愛による平和国家への決意から。逆に信念の欠如が敗戦を招いたという認識も。五、国家神道の強制からの信教自由、宗教解放により、それまでの反動として一般宗教重視の声強まる。六、新宗教ラッシュの中で「正しい宗教教

育」が求められた。七、無神論、唯物的科学主義、いわゆる「左翼思想」への警戒、対抗の意味で。このような理由から、「日本の宗教指導者や教育者は一般に、公立学校教育の内容から、宗教——すべての宗教——の除外を心よく思わなかった。まず第一に彼らは公立学校に宗教に関する教育と、宗教的情操の涵養（the cultivation of religious sentiment）がなければならぬと信じた」とウッダードは述べている。⁽⁷⁶⁾しかし、その「宗教的情操」およびその教育の意味は、人によって多様で甚だ曖昧なものであった。そのいくつかを整理してみると、一、方法的に、特定宗派に偏らず諸宗を平等に扱い、公平を重んじつつ宗教教育を行うこと。現実性に乏しい。二、日本人の伝統的宗教意識の中にある無定形な宗教心を指す立場。こうした宗教心は、既成宗派、団体の教義上の差異以前の宗教的情操と考えられ、日本人に独特で一般的合意があるとされる。三、すべての宗教に共通の宗教的情操というものがあり、それを人間に共通の基礎的な宗教心として育成する立場で、その涵養の方法としては適宜、諸宗から優れたものを取ってくる。岸本英夫は宗教知識教育と宗派的宗教教育の間に、低学年児童向きの宗教情操教育を認める。これは「たい教理の面における知的な解釈は相いれなくても、情緒的なものには共通な人間的基盤があるに相違ない」という見解に立つ。四、宗教が歴史上に果たした役割、事実など客観的な宗教的知識を中心としながら、文化的事実としての宗教に対し、幾分、好意的に正しい理解を与えることを目的とする。務台理作は後に教育刷新委員会で、宗教的情操とは信仰はなくても宗教を理解することだと述べている。しかしこれはむしろ宗教的教養と呼ぶべきものであろう。五、この他、各自の信仰的立場を前提に作られた多様な宗教的情操教育のイメージ。この五つのケースにおいて、四を除き、いずれも宗教心の育成をめざす点で、国立学校教育としては問題が残る。文部省の立場は理論上、三ないし四であったと思われるが、実際には発言者によって微妙なくらい違いがあった。（未完）

(41) 『米國教育使節團報告書』（文部省訳、一九四六年十月、東京都教育局）八頁。

戦後改革における宗教教育と信教の自由（二）

- (42) 同書、十二頁。
- (43) 同書、三四頁。
- (44) 同書、四八頁。
- (45) 同書、七二頁。
- (46) 『教育のあゆみ』（一九八二年、読売新聞社）一三七～四三頁。
- (47) 『新教育指針』第二分冊（一九四六年六月、文部省）二九～三二頁。
- (48) 同書、三三～三五頁。
- (49) 同書、三五～六頁。
- (50) 同書、三六頁。
- (51) 同書、三六～八頁。
- (52) 同書、六〇頁。
- (53) 『近代日本教育制度史料』第三十一卷、四一七～九頁。
- (54) 同書、四二三～六頁。
- (55) 清水伸 『逐条日本国憲法審議録』（一九七六年、原書房）第二卷、四〇六～七頁。
- (56) 同書、四〇七～八頁。
- (57) 同書、四四九～五二頁。
- (58) 同書、四三六～七頁。
- (59) 『近代日本教育制度史料』第三十一卷、四四五頁。
- (60) 同書、四五一頁。
- (61) 同書、五〇七～一二頁。
- (62) 同書、五一七～八頁。
- (63) 『逐条日本国憲法審議録』第二卷、四四六～八頁。
- (64) 同書、四三八～四二頁。
- (65) 同書、四四八頁。

- (66) 『逐条日本憲法審議録』第三卷、六六五～六頁。
- (67) 同書、六六七～八頁。
- (68) 同書、六七〇頁。
- (69) 同書、六六九～七〇頁。
- (70) 「キリスト教新聞」一九四六年八月二十四日。原案は『近代日本教育制度史料』第三十一卷、四七二頁。
- (71) 『近代日本教育制度史料』第三十一卷、四七二～六頁。
- (72) 同書、四七六～八〇頁。
- (73) 同書、四八三～四頁。
- (74) 同書、四九二～三頁。原稿は「宗教的情操教育に関する田中文字部大臣演説」、田中耕太郎文書、国立教育研究所蔵。
- (75) 「キリスト教新聞」一九四六年八月二十四日。同新聞は、この決議により「宗教と教育の提携に新生面をひらくことになった」と紹介している。
- (76) W. P. Woodward, op. cit., p. 108.
- (77) 岸本『戦後の宗教と社会』二九七～八頁。